

日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法の一部変更に伴う  
「手数料に関する規則」の一部改正について

2015年4月9日  
株式会社日本証券クリアリング機構

1. 改正趣旨

本年5月25日に株式会社大阪取引所にて予定されている日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法の一部変更（Weekly オプションの導入）に伴い、手数料に関する規則について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

(備考)

(1) 週次設定限月取引に係る清算手数料

- 各週の金曜日（第二金曜日を除き、休業日に当たるときは順次繰り上げる。）の前営業日を取引最終日とする限月取引（「週次設定限月取引」という。）に係る清算手数料を定める。
- 清算手数料は、当社が引受けた債務について、1取引単位につき10円、清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき130円とする。

・手数料に関する規則の別表

・手数料に関する規則の別表

(2) その他

- その他、週次設定限月取引の導入に伴い、第二金曜日の前営業日を取引最終日とする限月取引の呼称を「通常限月取引」とする。

・手数料に関する規則の別表

3. 施行日

2015年5月25日から施行する。ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2015年5月25日以後の当社が定める日から施行する。

以上

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率				別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			
1 (略)				1 (略)			
2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。				2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			
清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率		清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	
(略)				(略)			
業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	日経平均オプション取引(通常限月取引)(注1)	(略)	(略)	日経平均オプション取引(注1)	(略)	(略)	(略)
	日経平均オプション取引(週次設定限月取引)(注1)	取引数量	当社が当該月に引受けた債務(注2)について、1取引単位につき 10円 (注3)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る数量について、1取引単位につき 130円	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)			(略)			
(略)				(略)			
(注1)～(注3) (略)				(注1)～(注3) (略)			
(注4) 日経平均オプション取引(週次設定限月取引を除く。)において、当社が引き受けた債務に係る売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの清算手数料が35円を超える場合は35円とし、権利行使若しくは権利行使の割当てごとの1取引単位当たりの清算手数料が385円を超える場合は385円とする。				(注4) 日経平均オプション取引において、当社が引き受けた債務に係る売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの清算手数料が35円を超える場合は35円とし、権利行使若しくは権利行使の割当てごとの1取引単位当たりの清算手数料が385円を超える場合は385円とする。			

(注5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成27年5月25日以後の当社が定める日から施行する。

(注5) (略)